

平成 18 年度市民活動推進事業について

資料 2

H18.4.25 市民生活課

1. 平成 18 年度の所管課 市民環境局市民生活部市民生活課 N P O ・住居表示担当
 [静岡市役所 (追手町 ・新館) 17 階]
 電話番号が変わりました。新番号 : 054-221-1052 (FAX は同じです)

2. 主要事業

項 目	内 容
1. NPO 法人認証事務	昨年度は、全国初かつ唯一、政令指定都市として県からの権限委譲を受け、認証事務を実施しました。(参考 : H17 認証件数 25 件)
2. 市民活動推進協議会の設置	(仮称) 市民活動推進条例の検討 / 清水市民活動センター検討など 18 年度の委員公募はありません。
3. (仮称) 清水市民活動センターの整備	(仮称) 清水市民活動センター (清水区港町) の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 11 月オープン予定 ・指定管理者の公募 (説明会 5 月、プロポーザル 7 月。いずれも予定) 市民活動団体 (N P O 法人、ボランティア団体) がご利用いただける事務ブース (共同事務所) をお貸しします。 内 容 : 机、椅子、書棚 (個室ではありません) 使用料 : 5,000 円 / 月 使用期限 : 原則として 1 年更新で 3 年間まで。 募集時期 : 7 ~ 8 月頃
4. 協働パイロット事業の委託	詳細及び H17 実績は別紙。
5. 協働市場 (協働事業提案制度) の運用	市民活動団体から市への提案、市から市民活動団体への提案・募集など (H17 実績は別紙) 。
6. 清水 N P O ・ボランティア市民センター	市民活動の場として、同センターを設置 (H18.10 月末までの予定)、H17 の運営は清水ネットに委託。
7. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・基本指針・協働マニュアルの展開 ・団体情報・各種情報の収集提供 ・相談体制の整備、マニュアル化 (H17 相談件数約 230 件・前年比 200% 以上。清水 NPO センター分を除く) ・出前講座の実施 (NPO の基礎的な理解・ワークショップ) ・協働や市民活動などに関する調査、研究